

高槻ワーキングニュース

事業主の皆様へ

『雇用保険制度』改正ポイント 2025年4月～順次施行

2025年4月から改正雇用保険法が順次施行されます。多様な働き方への対応や「人への投資」の強化を目的として、雇用保険の適用拡大や育児休業給付の給付率の見直し等が行われました。今回は4月に施行される主な改正についてご紹介します。

① 自己都合退職者の給付制限短縮など

(1) 自ら雇用の安定及び就職の促進に資する教育訓練を行った場合…給付制限が解除

※離職期間中や離職日前1年以内の教育訓練が対象

(2) 原則の給付制限期間…2ヶ月から1ヶ月へ短縮

※5年間で3回以上の自己都合離職の場合は3ヶ月)

② 就業促進手当の見直し

(1) 就業手当…廃止

(2) 就業促進定着手当…上限が支給残日数の20%に引き下げ

③ 暫定措置の延長

(1) 雇止めによる退職者の基本手当の給付日数に係る特例期間…2年間延長

(2) 地域延長給付(雇用機会が不足する地域における給付日数の延長)…2年間延長

(3) 教育訓練支援給付金…給付率を基本手当の60%として、2年間延長

④ 高年齢雇用継続給付の給付率引下げ

60歳到達等時点に比べて75%未満の賃金で働く続ける60歳以上65歳未満の一定の雇用保険一般被保険者向けの給付金の給付率が、15%から10%に引下げられます。

⑤ 出生後休業支援給付の創設

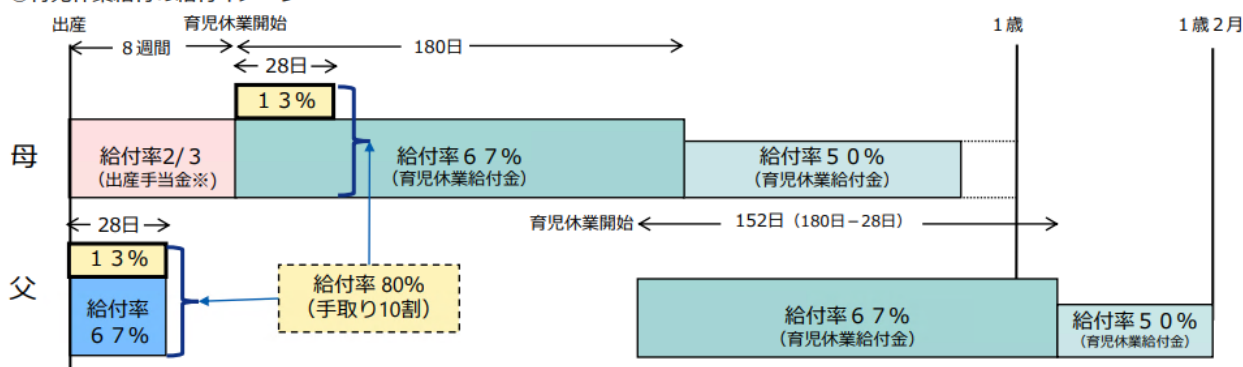
所定の要件を満たした形で育児休業を取得した場合

…最大28日間の給付、給付率を80%（手取りで10割相当）へ引上げ

※詳細は右記のウェブサイトに関連情報をご確認ください→



○育児休業給付の給付イメージ



※健康保険等により、産前6週間、産後8週間について、過去12ヶ月における平均標準報酬月額額の2/3相当額を支給。

⑥育児時短就業給付金の創設

2歳未満の子を養育するために時短勤務（育児時短就業）した場合：
その前と比較して賃金が低下するなどの要件を満たすとき
…原則として育児時短就業中の賃金額の10%相当額を支給。

※詳細は右記のウェブサイトに関連情報をご確認ください➡



■支給資格・支給要件

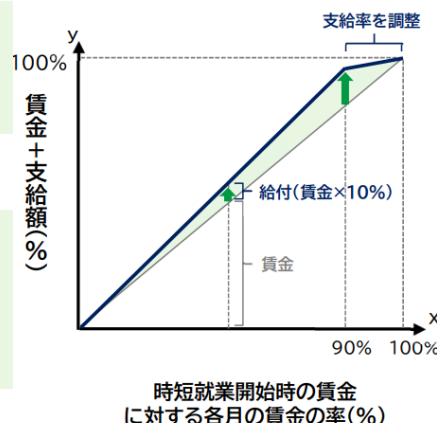
育児時短就業給付金は、次の①・②の要件を両方満たす方が対象です。

- ① 2歳未満の子を養育するために、育児時短就業する雇用保険の被保険者^(注1)であること
- ② 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続いて^(注2)、育児時短就業を開始したこと、または、育児時短就業開始日前2年間に、被保険者期間^(注3)が12か月あること

加えて、次の③～⑥の要件をすべて満たす月について支給します。

- ③ 初日から末日まで続けて、雇用保険の被保険者^(注1)である月
- ④ 1週間あたりの所定労働時間を短縮して就業した期間がある月
- ⑤ 初日から末日まで続けて、育児休業給付又は介護休業給付を受給していない月
- ⑥ 高年齢雇用継続給付の受給対象となっていない月

支給額のイメージ



▼各制度の詳細

各制度の詳細は関連ウェブサイトをご確認ください。

令和7年 雇用保険 改正 厚生労働省

検索



▼雇用保険の適用拡大：令和10年(2028年)10月1日施行

現在の雇用保険への加入条件は、下記の2点です。

- ① 週の所定労働時間が20時間以上
- ② 31日以上雇用が見込まれていること

約3年後の予定です

→令和10年10月予定の適用拡大後は、条件が「週の所定労働時間が10時間以上」に変更され、より多くの従業員が雇用保険に加入できるようになります。

これにより、パート・アルバイトなどの短時間労働者が育児休業給付金や失業給付などの対象となる見通しです。

○週所定20時間を基準に設定されている基準を現行の1/2に改正

	改正前	改正後
被保険者期間の算定基準	賃金の支払の基礎となった日数が11日以上又は賃金の支払の基礎となった労働時間数が80時間以上ある場合を1月とカウント	賃金の支払の基礎となった日数が6日以上又は賃金の支払の基礎となった労働時間数が40時間以上ある場合を1月とカウント
失業認定基準	労働した場合であっても1日の労働時間が4時間未満にとどまる場合は失業日と認定	労働した場合であっても1日の労働時間が2時間未満にとどまる場合は失業日と認定
法定の賃金日額の下限額(①)、最低賃金日額(②)	①屈折点(給付率が80%となる点)の額の2分の1 ②最低賃金(全国加重平均)で週20時間を働いた場合を基礎として設定	①屈折点(給付率が80%となる点)の額の4分の1 ②最低賃金(全国加重平均)で週10時間を働いた場合を基礎として設定

※「①を毎月勤労統計の平均定期給与額の変化率を用いて毎年自動改定した額」と②を毎年比較し、高い方を賃金日額の下限額として設定



両立支援等助成金が拡充され使いやすくなりました！

令和6年12月17日から「共働き・子育て」の実現に向けて、男性の育児休業取得に向けた「出生時両立支援コース」及び 育休中の業務代替を行う周囲労働者への支援を行う「育休中等業務代替支援コース」が拡充されました。



コース名	出生時両立支援コース 制度要求 ※当初予算額 41.5億円	育休中等業務代替支援コース 制度要求 ※当初予算額 87.8億円
コース内容	男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備・業務体制整備を行い、子の出生後8週以内に育休開始 ※第2種は第1種未受給でも申請可能に	育児休業や育児短時間勤務期間中の業務体制整備のため、業務を代替する周囲の労働者への手当支給や、代替要員の新規雇用(派遣受入含む)を実施 ※支給額欄①②については常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主も支給対象に
支給額 (休業取得/ 制度利用者1 人当たり)	① 第1種 (男性の育児休業取得) ▶ 対象労働者が子の出生後8週以内に育休開始 1人目 20万円 2～3人目 10万円 ② 第2種 (男性育休取得率の上昇等) <u>申請年度の前年度を基準とし 男性育休取得率(%)が 30ポイント以上上昇し、 50%以上となった場合等</u> 60万円	① 育児休業中の手当支給 ・業務体制整備経費 1人目20万円 (社労士委託なしの場合6万円) 最大 140 万円 「休業取得時」30万円＋ 「職場復帰時」110万円 ・業務代替手当 支給額の3/4 ※上限計10万円/月、12ヶ月まで ② 育短勤務中の手当支給 ・業務体制整備経費 1人目20万円 (社労士委託なしの場合3万円) 最大 128 万円 「育短勤務開始時」23万円＋ 「子が3歳到達時」105万円 ・業務代替手当 支給額の3/4 ※上限計3万円/月、子が3歳になるまで ③ 育児休業中の新規雇用 ・代替期間に応じ以下の額を支給 (最短)7日以上 9万円 (最長)6か月以上 67.5万円 最大67.5万円 ※①～③合計で1年度10人まで、初回から5年間

～しない させない 就職差別～

6月は就職差別撤廃月間です(大阪府)

大阪府では、すべての企業から就職差別を解消するため、「しない させない 就職差別」をテーマに毎年6月を「就職差別撤廃月間」と位置づけ、大阪労働局とともにメッセージを発信し集中的な取り組みを実施しています。

月間中、就職差別に関する相談窓口「就職差別110番」を開設し、電話やメールでの相談を受け付けるとともに、府民や企業に対し、公正な選考採用の周知・啓発を行います。

【就職差別 110 番】(下記の情報は、2025 年3月1日時点のものです)

●電 話:06-6210-9518 <月間中(閉庁日を除く)9 時30分～17 時30分>

●E-mail:koseisaiyo@gbox.pref.osaka.lg.jp <月間中随時受付>



就職差別撤廃月間 大阪府

検 索

高槻地区人権推進員企業連絡会(略称：高槻地区人企連)のご案内

高槻地区人権推進員企業連絡会とは、高槻市内の事業所を主体に112 社(2025年3月1日現在)で組織されている団体です。1978年11月28日に発足して以来、「就職の機会均等」と「人権尊重社会の実現」を目指し企業の立場からさまざまな人権問題の解決に向けて取り組んでいます。人権が尊重された社会づくりの一員としてぜひご加入ください。

●活動内容

- 5 月 総会・全体研修(講演会)
- 6 月 就職差別撤廃月間街頭啓発
- 6 月 職場の人権啓発講座
- 9 月 障がい者雇用支援講演会
- 10月 職場の人権啓発講座
- 12月 人権週間街頭啓発 他

●加入方法

入会金なし、年会費 20,000 円
入会ご希望の方は、入会申込書をご提出いただきます。詳しくは事務局までお問い合わせください。

●会員向けサービスのご紹介

- ・大阪企業人権協議会等加盟団体主催セミナーの受講料が無料！
- ・人権関係図書・冊子等の配布
- ・研修用 DVD・図書・機材等の無料貸出
- ・ニュースレター人企連情報 BOX の配信

●お問い合わせ

高槻地区人権推進員企業連絡会 事務局
〒569-0067 高槻市桃園町2番1号
高槻市街にぎわい部 産業振興課内
TEL:072-674-7411 FAX:072-674-9550
Email:sangyous-82@city.takatsuki.osaka.jp



高槻地区人権推進員企業連絡会

検索

一人で悩まず相談を！労働相談のお知らせ（高槻市）

高槻市労働相談では、労働者または事業主・人事労務担当者が直面している労働に関するトラブルや疑問などについて、専門の労働相談員が適切なアドバイスを行い、解決をお手伝いします。一人で悩まずどうぞお気軽にご相談ください。

労働相談(予約制)

- ・ 相 談 日：毎月第1・第3・第5火曜日、毎週木曜日
(休祝日及び12月29日～1月3日は休み)
- ・ 相談時間：午後1時～午後5時(1人あたり1時間)
- ・ 場 所：クロスパル高槻(総合市民交流センター)5階
ワークサポートたかつき内 相談室

夜間労働相談(予約制)

- ・ 相 談 日：毎月第2・第4火曜日(休祝日及び12月29日～1月3日は休み)
- ・ 相談時間：午後5時～午後9時(1人あたり1時間)
- ・ 場 所：クロスパル高槻(総合市民交流センター)4階 403 会議室

《問合せ・予約申込》 産業振興課 電話:072-674-7411 まで



～次回の高槻ワーキングニュースは令和7年6月25日発行予定です～